附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2　第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（消防法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項ただし書

二　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条の五

（自衛隊法の一部改正）

第七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の七中「、建築基準法」を「建築基準法」に改め、「規定を」の下に「、当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築物については同法第八十七条の三第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を、それぞれ」を加え、「同条第三項本文」を「同法第八十五条第三項本文」に改め、「平成十五年法律第七十九号」の下に「。以下「事態対処法」という。」を、「おいても」と、」の下に「同項本文及び同法第八十七条の三第三項本文中」を、「その許可」」の下に「と、同項本文中「その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは事態対処法第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第八条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十八条第二項中「第六十六条」を「第六十四条」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「存続期間」を「存続期間等」に改める。

第八条の見出し中「存続期間」を「存続期間等」に改め、同条中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十七条の三第一項」を加え、「同条第二項」を「同法第八十五条第二項若しくは第八十七条の三第二項」に、「同条第四項」を「同法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項」に、「当該被災者」を「、当該被災者」に、「存続させる」を「存続させ、又はその用途を変更して当該被災者の居住の用に供する住宅とした建築物を引き続き当該被災者の居住の用に供する住宅として使用する」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の許可」を「これらの規定による許可」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号を次のように改める。

八　耐火建築物等　建築基準法第五十三条第三項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。

九　準耐火建築物等　建築基準法第五十三条第三項第一号ロに規定する準耐火建築物等をいう。

第五条第一項第二号並びに第四十五条第一項第二号及び第二項第一号中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改める。

第百十八条第一項第一号ロ中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同項第二号中「耐火建築物（」を「耐火建築物等（」に改め、「受けている」の下に「同法第二条第九号の二に規定する」を加え、「同法第二条第七号」を「同条第七号」に、「準耐火建築物」を「準耐火建築物等」に改め、同項第三号イ中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条第三項」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十七第三項中「第八十六条の八第一項」の下に「若しくは第八十七条の二第一項」を加え、同条第四項中「若しくは第八十六条の八第一項」を「、第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第一項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十四条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「、都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「について」の下に「、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の収容施設等として使用する場合における当該臨時の収容施設等について、それぞれ」を加える。